

海洋プラスチック問題の解決と 資源循環の推進に向けて － 経団連の考え方・取組み－

2019年2月25日
経団連 環境エネルギー本部

はじめに

Society 5.0 for SDGs

– Society 5.0の実現を通じたSGDs（持続可能な開発目標）の達成 –

Society 5.0は「創造社会」

- デジタル革新(デジタル・トランスフォーメーション)をきっかけに第5段階の新たな社会(Society 5.0)への変革のときを迎えている。
- デジタル革新を人々の多様な生活や幸せの追求のために活用すべき。
- 今後、人々には世の中を変える「想像力」と「創造力」が必要。
- Society 5.0とは創造社会であり、「デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会」である。

Society 5.0



デジタル革新

×

多様な人々の想像力
創造

課題解決

価値創造

Society 5.0 for SDGs

Society5.0は「課題解決」と「未来創造」の視点を兼ね備えた新たな成長モデル
さらには、国連で掲げられたSDGsの達成にも大いに貢献するもの



経団連 企業行動憲章

「企業行動憲章」とは、経団連の会員企業・団体に対して、経団連が遵守を求める行動原則。1991年の制定以来、社会動向に合わせて、これまで計5回改定

最近の改定における背景

国際社会共通の目標「2030アジェンダ」



パリ協定



ビジネスと人権に関する指導原則（国連人権理事会）

2010

2011

2015/9 2015/12 2016

2017/11/8

企業行動
憲章改定
(第4回)



Society 5.0
(超スマート社会)

第5期科学技術基本計画で、
革新技术を最大限活用すること
によって、人の暮らしや社会全
体が最適化された未来社会
「Society 5.0」が提唱



「Society 5.0の実現を
通じたSDGsの達成」
を柱として、企業行動
憲章を改定（第5回）

経団連 環境イニシアティブー自主的取組みの推進ー

「経団連地球環境憲章」の精神に則り、1990年代以降、経団連は、「地球温暖化 対策」、「循環型社会形成」、「自然保護・生物多様性保全」の3つの分野を中心に、環境保全に向けた企業の自主的活動を推進

※経団連地球環境憲章（91年4月）：環境問題への取組みが企業の存在と活動に必須の要件であるとの基本理念に基づき、環境保全に向け自主的・積極的な取組みを進めることを宣言

「経団連地球環境憲章」を踏まえた自主的アクション

地球温暖化対策

- ◆ 環境自主行動計画-温暖化対策編-
(1997年～2012年)
- ◆ 低炭素社会実行計画 (2013年～)

循環型社会形成

- ◆ 環境自主行動計画-廃棄物対策編-
(1997年～名称を変えながら充実)
- ◆ 循環型社会形成
自主行動計画(2016年～)
- ◇ 容器包装3R推進自主行動計画(2006年～)

＜経団連環境イニシアティブ＞

- ✓ 環境と経済の両立
- ✓ 自主的取組みの推進

「環境統合型経営」の推進

自然保護・生物多様性保全

- ◆ 自然保護宣言(2003年)
- ◆ 経団連生物多様性宣言
(2009年策定、2016年改定)
- ◆ NPO支援、企業とNPO
の交流促進

I. 「『プラスチック資源循環戦略』 策定に関する意見」 (2018年11月13日)

経団連の基本的な考え方（1）

1. SDG s の複数のゴールへの貢献（目標12,14,17等）

- ◇ 地球規模の海洋プラ問題とプラ資源循環の取組みは、SDG s の目標12（つくる責任、つかう責任）、目標14（海の豊かさ）、目標17（パートナーシップ）等に貢献
- ◇ 全地球的に求められることは、廃プラが海洋に流出せず、また、極力埋め立てられることなく、**適正処理と3 Rを徹底すること。**
熱・エネルギー回収も有用な選択肢
- ◇ 日本は、①廃棄物の適正処理と3 Rの徹底
②優れた技術・ノウハウ等を発展途上国等に普及、等に努力



※SDG s

- 2015年に国連で採択
- 2030年に向けた「持続可能な開発目標」

経団連の基本的な考え方（2）

2. プラスチック製品の「つくる責任・つかう責任」（目標12）

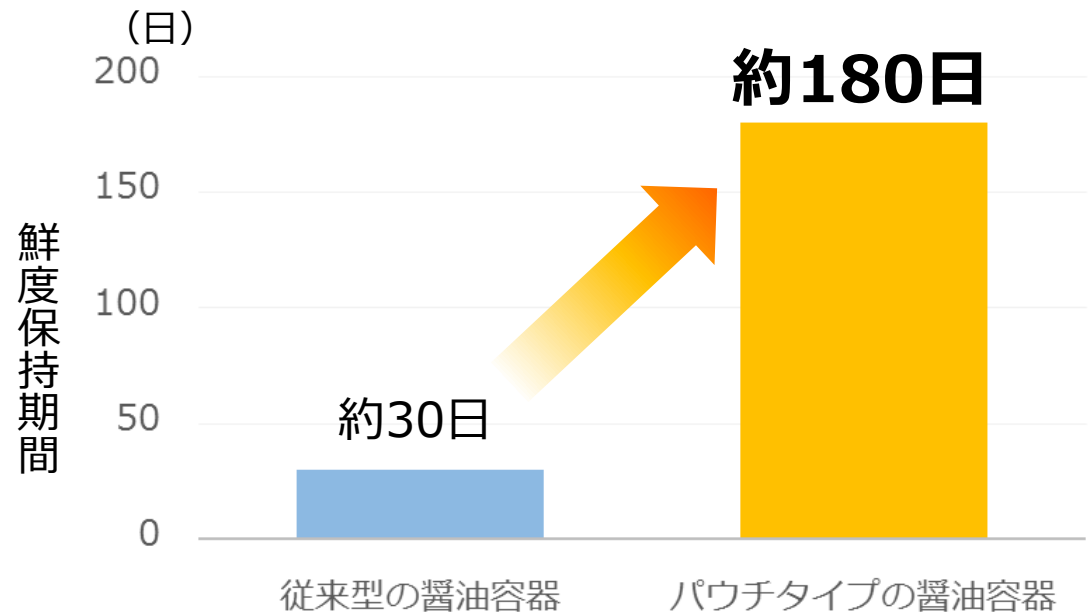
- ◇ プラ素材は、様々な社会的課題解決に貢献
- ◇ 広く国民に対し、プラスチックの正しい理解を促進
- ◇ **事業者も消費者も、環境負荷の軽減と技術的可能性、経済性に配慮しながら、賢く、作り・使い・処理していくことが重要**
- ◇ 地球規模の海洋プラ問題及び国内のプラ資源循環について、それぞれの**政策目的に応じた冷静・適切な施策の検討**



プラスチックの貢献例

食品ロス削減

（高機能化による鮮度保持期間延長）



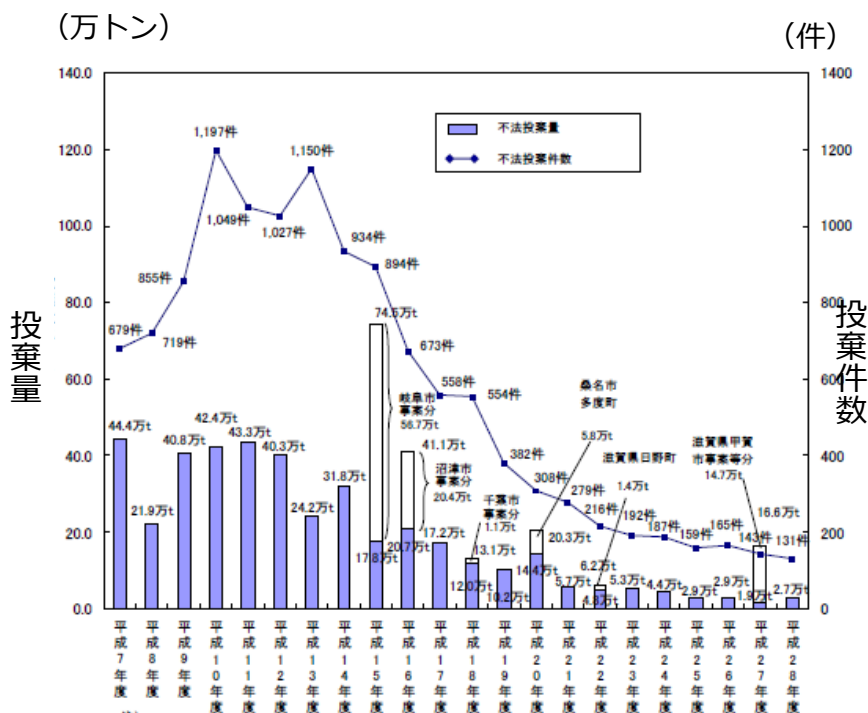
農林水産省「食品ロスの削減に資する容器包装の高機能化事例集」を元に作成

1. 地球規模の海洋プラスチック問題の解決に向けて（1）

（1）プラスチックごみの適切な管理・処理および海洋流出の防止

- ◇ 各国で、国内のプラごみを適切に管理・処理し、海洋流出を防止
- ◇ 各国の事情に応じた対応が必要
- ◇ 日本では、**ポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた施策の強化等**

＜不法投棄件数および不法投棄量の推移＞ （新規判明事案）



環境省資料より引用

＜ポイ捨て・不法投棄は犯罪＞

- ◇ 廃棄物処理法 第16条（投棄禁止）
「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」
- ◇ 16条違反罰則規定
5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、または併科（第25条）
〔法人の場合〕
3億円以下の罰金（第32条）

※数欠にわたる廃棄物処理法の改正により、罰則強化

改正時期	罰則	罰則（法人）
1976年	3月以下の懲役、20万円以下の罰金	—
1991年	6月以下の懲役、50万円以下の罰金	—
1997年	3年以下の懲役、1000万円以下の罰金、または併科	1億円以下の罰金
2000年	5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、または併科	変更なし
2010年	変更なし	3億円以下の罰金

1. 地球規模の海洋プラスチック問題の解決に向けて（2）

（2）技術開発の重要性

- ◇ 回収や再生が容易な製品設計、再生材のコストダウンや品質向上等
- ◇ 生分解性プラスチック等の代替素材の開発・普及にあたっては、本来の機能を損なわず、経済合理性や技術的可能性が成り立つ必要
科学的知見の蓄積も重要

（3）日本の経験や技術・ノウハウを活かした国際協力の推進

- ◇ 日本の収集システムや廃棄物処理・リサイクル技術を**発展途上国等**にシステムとして輸出・技術移転。ハード・ソフト面のサポート。
世界のプラ対策をリード

2. 国内資源循環の更なる推進に向けて (1)

法制度の充実と事業者による自主的取組みの進展

- ◇ 循環型社会形成推進基本法、容リ法等の各種リサイクル法の施行等
- ◇ 「経団連循環型社会形成自主行動計画」の推進(1997年～名称を変えつつ内容を充実)

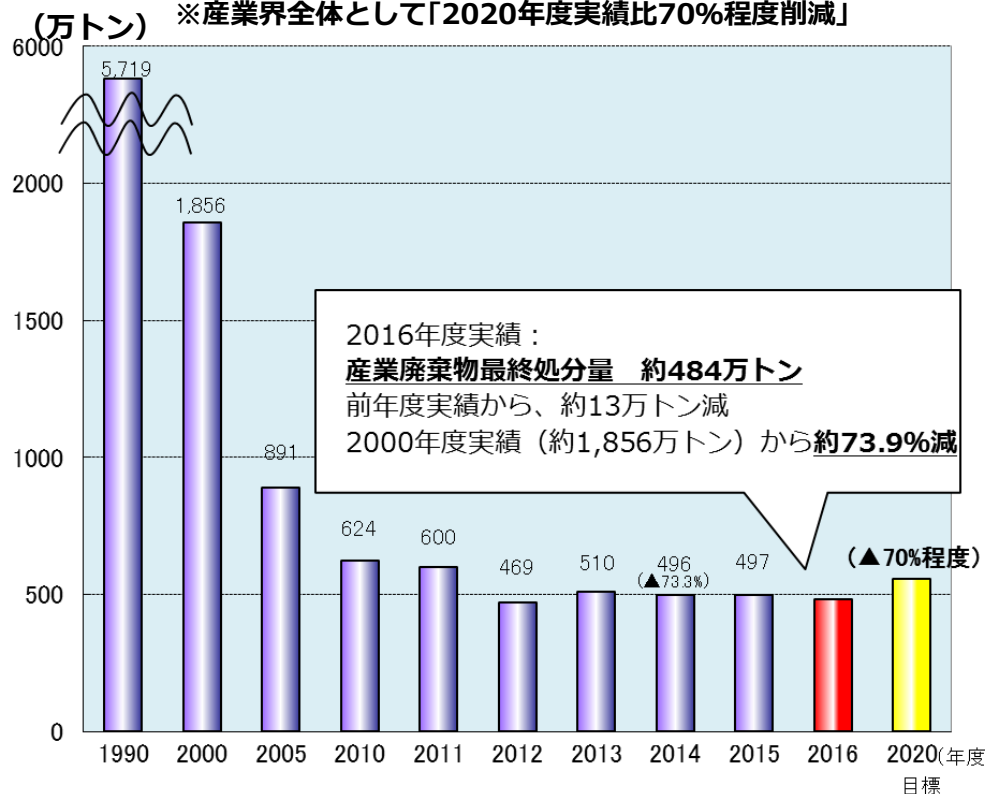
＜経団連循環型社会形成自主行動計画＞

産業廃棄物最終処分量削減の第四次目標(*)と実績

業種別独自目標

(万トン) ※産業界全体として「2020年度実績比70%程度削減」

産業廃棄物最終処分量



- 2020年度の再資源化率を95%程度とする
- 産業廃棄物発生量1,000トン/年度以下を維持する
- 事業系一般廃棄物処分量を2000年度比80%削減する
- 売上高あたりの紙製容器包装使用量を2000年度比45%削減する
- 再生紙、環境配慮型用紙購入率を75%以上にする
- スチール缶の再資源化率を90%以上とする
- ゼロエミッション（最終処分率1%）以下を継続する
- 再資源化率100%を維持する (ほか)

2. 国内資源循環の更なる推進に向けて (2)

◇ 「容器包装 3 R 推進のための自主行動計画」の推進

※「3 R 推進団体連絡会」（8つの容リ法素材別 3 R 推進協議会で構成）により、2006年度から推進

※現在、第3次自主行動計画「自主行動計画2020」を推進中

⇒ プラスチック製容器包装：累計で15.3%削減*（2016年度実績）

PETボトル：1本あたりの平均重量を23%削減*（2016年度実績）

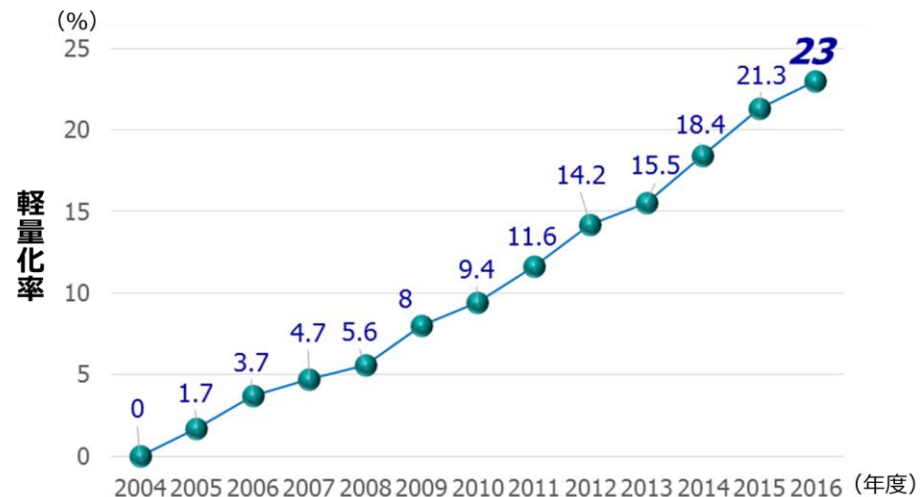
* 基準年度：2004年

その他プラスチック容器包装の削減率および再資源化率の推移



容器包装 3 R 推進のための自主行動計画2020 フォローアップ調査 2016年度実績
（3 R 推進団体連絡会）を基に作成

PETボトルの軽量化率の推移



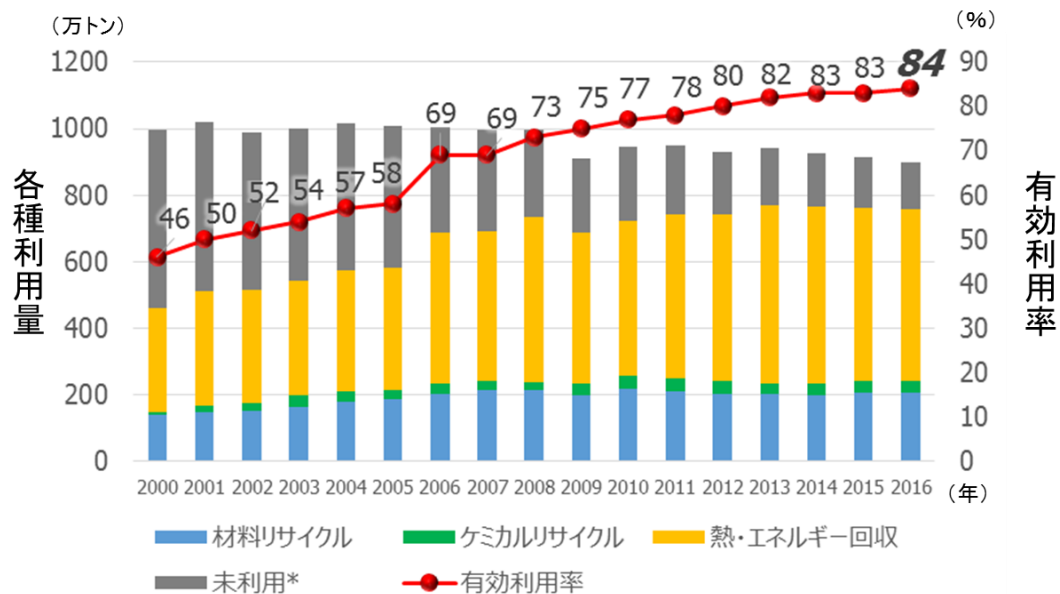
容器包装 3 R 推進のための自主行動計画2020 フォローアップ調査 2016年度実績
（3 R 推進団体連絡会）を基に作成

2. 国内資源循環の更なる推進に向けて (3)

廃プラスチックの有効利用率の向上

- ◇ 日本における、熱・エネルギー回収を含めた廃プラスチックの有効利用率は着実に向上
- ◇ 統計手法が異なることから単純な比較は難しいものの、EU加盟国およびノルウェー、スイスの30カ国やアメリカに比べ、日本は高い有効利用率

日本の廃プラスチックの有効利用率の推移



プラスチックリサイクルの基礎知識2018(一般社団法人 プラスチック循環利用協会)を基に作成

有効利用率の比較

(2016年)

○日本	: 約 84%
○EU + 2 *	: 約 73% **
○米国	: 約 25%

*EUおよびノルウェー、スイス

**EUのデータは回収分に占める数字であり、日本のデータに比べて、高めの数字となることに留意

2. 国内資源循環の更なる推進に向けて（４）

＜今後の施策展開等＞

① 経済界における自主的取組みの継続と充実

- ◇ 今回併せて、「SDGsに資するプラスチック関連取組事例集」を公表
- ◇ プラ対策を意識した経団連自主行動計画の充実を検討

② 使用済プラスチックの有効利用率の向上

- ◇ 材料リサイクルに加え、ケミカルリサイクル、熱・エネルギー回収を含め、資源有効利用率の最大化と費用最小化に向け、最適に活用
 - ・ 容リ法の再商品化手法に関し、材料リサイクルの優先的扱いの見直しが必要
 - ・ 製品プラなどへの容リ法対象拡大は、極めて慎重な検討が必要
- ◇ 資源循環産業の競争力強化・高度化等

③ 再生材やバイオプラスチックをはじめとした技術開発の推進

- ◇ 回収・再生が容易な製品設計。再生材、プラ代替材等の技術開発
※品質や経済合理性、技術的可能性、供給安定性の確保が重要

2. 国内資源循環の更なる推進に向けて（5）

＜今後の施策展開等＞

④ レジ袋のリデュースに向けた対応（有料化義務化等）

- ◇ 削減に向け、既に大手小売事業者を中心に自主的な有料化を推進
- ◇ 一層の定着のため、**政府等が前面に立って国民理解の醸成に努める必要**
- ◇ 「**レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）**」を行う場合、事業者間の不公平感がなく、消費者に混乱が生じないよう、全国一律の制度となるよう法的措置が必要

「スマートラッピング」およびレジ袋削減の取組み



2. 国内資源循環の更なる推進に向けて（6）

＜今後の施策展開等＞

⑤ 目指すべき方向性としての野心的な「マイルストーン」

- ◇ 「G7 海洋プラスチック憲章」の数値目標を上回ることを意識した、**極めて野心的な内容**
- ◇ 「国民各界各層の理解と連携・協働によって、目指すべき方向性」
 - ・ 事業者や消費者等に達成を義務付けるものではない
 - ・ 業種や品目ごとに数値目標を割り当てるといった政策手段を講じるものではない
- ◇ **経済界としても、マイルストーンの達成を目指し、可能な限り3 R等に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献**

<参考>プラスチック資源循環戦略（案）のマイルストーン

G 7 海洋プラスチック憲章（日本政府和訳）

環境省「プラスチック資源循環戦略（パブコメ案）」

代替品が環境に与える影響の全体像を考慮し、使い捨てプラの不必要な使用を大幅に削減する。

〔リデュース〕

消費者はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、代替品が環境に与える影響を考慮しつつ、2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指します。

2030年までに100%のプラスチックが、再使用可能、リサイクル可能又は実行可能な代替品が存在しない場合には、熱回収可能となるよう産業界と協力する。

〔リユース・リサイクル〕

2025年までに、プラスチック製容器包装・製品デザインを、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとすることを目指します（それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指します）。

2030年までにプラスチック包装の最低55%をリサイクルまたは再使用し、2040年までには全てのプラスチックを熱回収含め100%有効利用するよう産業界及び政府の他のレベルと協力する

2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリサイクル又はリユースし、かつ、2035年までにすべての使用済プラスチックを熱回収も含め100%有効利用するよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指します。

適用可能な場合には2030年までにプラスチック製品においてリサイクル素材の使用を少なくとも50%増加させるべく産業界と協力する。

〔再生利用・バイオマスプラスチック〕

適用可能性を勘案した上で、政府、地方自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、プラスチックの再生利用を倍増するよう目指します。

導入可能性を高めつつ、国民各界各層の理解と連携協働の推進により、2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指します。

可能な限り2020年までに洗い流しの化粧品やパーソナル・ケア消費財に含まれるプラスチック製マイクロビーズの使用を削減するよう産業界と協力する。

Ⅱ. S D G s に資するプラスチック 関連取組事例集

ープラスチックを巡る未来に「プラス」なTORIKUMIー

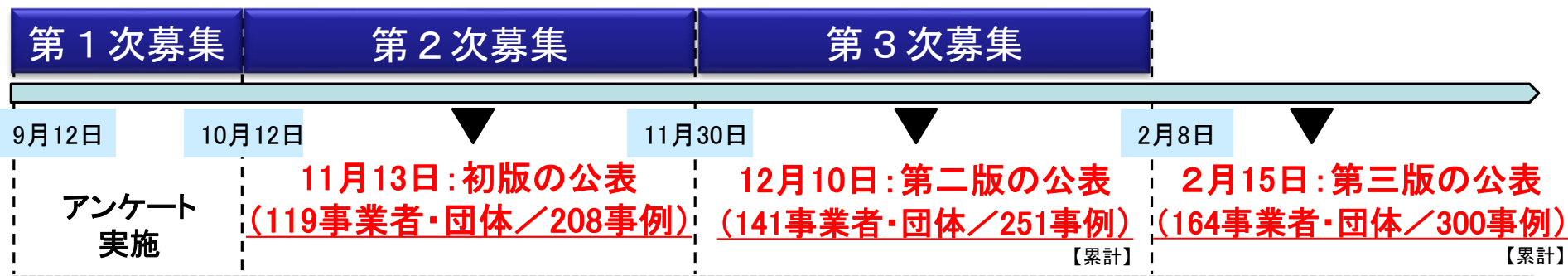
(初版：2018年11月13日公表、第二版：12月10日公表、第三版：2月15日公表)

「SDGsに資するプラスチック関連取組事例集」の公表

◇会員企業・団体等へのアンケートの実施(2018年9月12日～10月12日)

⇒日本経済界の取組みを国内外にアピール、自主的取組みの推進

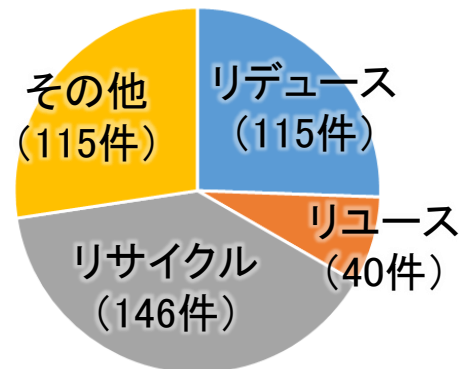
◇第1次～3次募集を通じて、**164事業者・団体から300件の取組事例**が寄せられた



◇29業種の企業・団体(※)による取組事例集。幅広い業種が取組を展開。

※東証33業種をベースに集計。団体・非上場企業については、業態の中身を勘案して事務局にて業種を割り当て。

◇リデュース・リユース・リサイクルの他、海岸清掃活動や環境教育、プラスチック代替材の研究開発・普及など、幅広い内容の取組事例が寄せられた。



本年3月のB20、6月のG20等の機会を捉えて、国内外に広くアピール

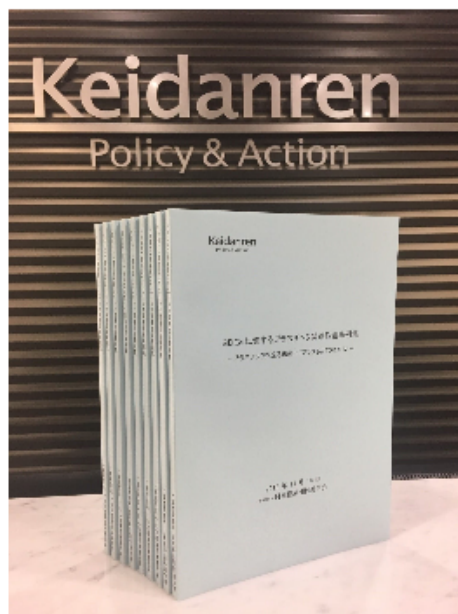
「SDGsに資するプラスチック関連取組事例集」

「プラスチック・スマート」キャンペーンへの掲載



SDGsに資するプラスチック関連取組事例集の公表

一般社団法人 日本経済団体連合会



日本の経済界は、海洋プラスチック問題や資源循環に資する様々な取組みを推進しています。経団連では、会員企業・団体等を対象に行ったアンケートを基に、2018年11月、「SDGsに資するプラスチック関連取組事例集－プラスチックを巡る未来に「プラス」なTORIKUMI－」を公表しました。募集期間1ヶ月(2018年9月12日～10月12日)で寄せられた取組みは200事例を超えており、3R(リデュース、リユース、リサイクル)はもちろん、海岸清掃や環境教育、プラスチック代替材の研究・開発・利用など、多岐にわたっています。

更に、募集期間を延長したところ、300件の取組事例が寄せられました。

詳細はこちら

※外部ページにリンクします。

伝える

